

第10期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画の概要について

令和4年10月6日 廃棄物・リサイクル課

1 計画策定の趣旨

容器包装廃棄物については、一般廃棄物の容積比で約6割、重量比で2～3割と大きな割合を占め、リサイクル可能な資源を多く含むことから、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）によって、平成9年4月から分別収集及び再商品化が開始された。

法により、県は、3年ごとに5年を一期とする県分別収集促進計画を策定することとされており、今回策定する第10期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画（以下「10期県計画」という。）は、各市町村等が策定した第10期市町村分別収集計画（以下「10期市町村計画」という。）の分別収集見込量等を集約し、分別収集等の促進に関する事項を定めるものである。

2 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5か年間とする。

3 計画の概要

(1) 10期市町村計画の策定状況

ア 一市町村当たりの分別収集実施の平均品目数は「9.3」であり、前期計画時（9.0）を上回った。

イ その他紙、その他プラスチック、紙パックは、計画期間中に分別収集を実施する市町村が増加する見込みである。今後も、分別収集実施率の向上が図られるように、市町村に対して助言等を行う。

(2) 県内の分別収集見込量

計画期間中の県内全域での分別収集見込量は、ペットボトル及びその他プラスチックが増加するため、計画当初の令和5年度が36,593.6トン、計画終了の9年度が37,065.5トンで471.9トン増加する。

(3) 分別収集の促進に関する事項

ア 容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するには、県民一人ひとりの理解と協力が必要であることから、広報媒体その他の方法により広く県民に普及啓発を図る。

イ 市町村のさらなる効率的な分別収集を推進するため、分別収集を効率的に実施するために役立つ情報を市町村に提供する。また、分別区分や分別ルールの標準化に向けて市町村との情報共有を図る。

ウ 分別収集を促進するため、市町村に対し「新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収品目の拡大」に係る情報提供や「分別基準適合物の指定法人等への円滑な引渡し」に係る助言を行う。

